

保存版

保護者の皆様

京都市立大宮小学校

校長 谷本史朗

避難勧告・避難指示(緊急)による災害に対する非常措置についてのおしらせ

本校におきましては、大宮学区に水害、土砂災害による「避難勧告」もしくは「避難指示(緊急)」が発令された場合には、下記のようなそれぞれの措置を取りますので、アプリや学校ホームページ、「きょうと危機管理WEB」等の情報に注意してください。

記

1. 避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合について

(1) 水害による避難勧告等について(鴨川が氾濫危険・氾濫のおそれの場合)

本校の校区である大宮学区は、「鴨川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。大宮学区に水害による避難勧告もしくは避難指示(緊急)が発令された場合には、下記の措置を取ります。

○登校前に発令された場合、「水害による避難勧告・避難指示(緊急)」が解除されるまでは、登校を見合わせ、命を守る行動を優先させてください。

○「水害による避難勧告・避難指示(緊急)」が解除された場合は、以下の措置を取ります。

- ・午前 7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前 9時までに解除になった場合 3校時から始業
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時から始業(給食は中止)
- ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

(2) 土砂災害による避難勧告等について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域(特別警戒区域)」に含まれていないことから、土砂災害による避難勧告もしくは避難指示(緊急)が発令された場合も、原則として臨時休校等の措置は取りません。ただし、気象状況・通学路の状況等によっては、登校の見合せ等を取る場合があります。アプリやホームページでお知らせします。

2. 在校中に「水害による避難勧告・避難指示(緊急)」が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、

「暴風警報発令時における下校方法」でお知らせしているように「一斉下校」または「学校待機」の措置をとります。緊急下校時に学校待機する児童につきましては、できるだけ早くお迎えをお願いします。ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

3. その他

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。この場合には、学校ホームページやアプリ等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

(特に、全市的に避難勧告や避難指示(緊急)が発令された場合などを想定しています。)

○ 緊急時、やむをえない場合を除いて、

学校への電話での問い合わせはご遠慮ください。

○ 非常措置の際には、学校ホームページやすぐーるアプリをご確認ください。

○ このお知らせは、ご家庭で、よく分かる所に 1年間保存 しておいてください。

【参考情報】

・きょうと危機管理WEB

(京都府危機管理・防災情報ポータルサイト) 内

<http://www.pref.kyoto.jp/kikiweb/>

携帯電話用
WEBサイトのご案内

